

# 令和 8 年度 公立大学法人京都市立芸術大学

## 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「本法人」という。）における障害者優先調達の一層の推進を図る。

### 2 適用範囲

本調達方針は、本法人のすべての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

### 3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等
  - ア 就労移行支援事業所
  - イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
  - オ 地域活動支援センター
  - カ 小規模作業所
- (2) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
  - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
    - ※重度障害者多数雇用事業所の要件（以下すべての要件を満たす事業所）
    - ① 障害者の雇用者数が 5 人以上
    - ② 雇用障害者数の割合が労働者数の 20 % 以上
    - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30 % 以上

(3) 在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者  
(在宅就業障害者)

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体 (在宅就業支援団体)

#### 4 共同受注窓口

物品等は、障害者就労施設等から直接調達することができるが、物品等の調達を障害者就労施設にあっせんし又は本法人各部署と障害者就労施設の間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口からも調達することが可能である。

本法人における共同受注窓口は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター
- (2) はあと・フレンズ・ストア

#### 5 調達の推進方法

- (1) 物品等契約が、公立大学法人京都市立芸術大学会計規則第32条の規定により随意契約によることができる場合には、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達するように努める。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達においては、分野・品目を限定することなく調達するよう努める。

#### 6 調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

#### 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本法人における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定したときは、本法人ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、本法人ホームページ等で公表する。